

第3章

本市における取組

1 基本方針

第2次計画では、国の大綱における基本方針である次の6点を本市の基本方針とし、取組を推進していきます。

また、自殺は社会の努力で避けることのできる死ですが、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であると認識した上で、一人一人の生活を守るという姿勢で展開することは、「誰一人取り残さない」を理念とした、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も包含されているものとして取り組みます。

<基本方針1>

生きることの包括的な支援として推進する

<基本方針2>

関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<基本方針3>

対応の段階に応じ、必要なレベルの対策を効果的に連動させる

<基本方針4>

実践と啓発を両輪として推進する

<基本方針5>

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

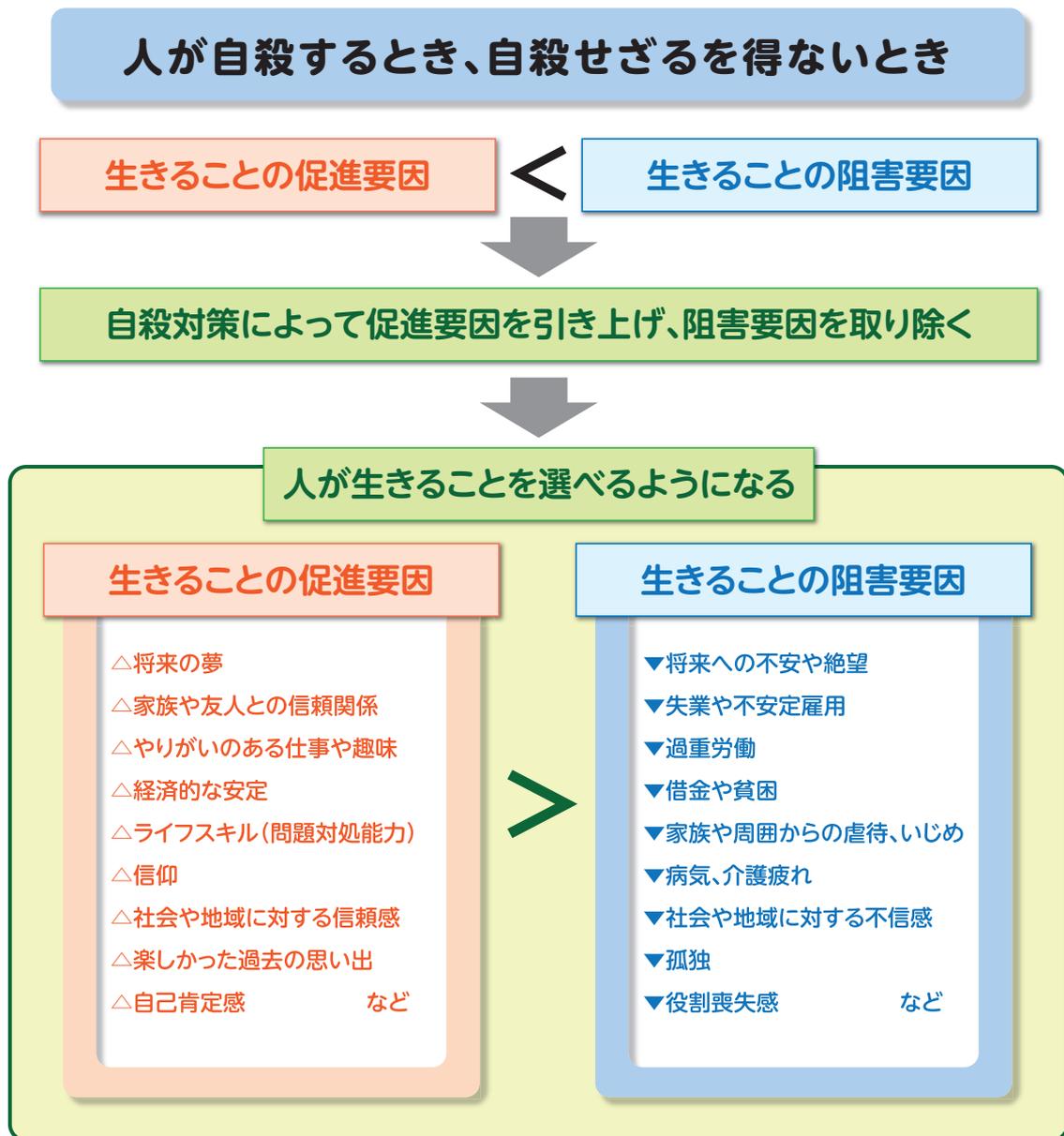
<基本方針6>

自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援などの狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を実施し、「生きることの包括的な支援」として推進します。



ライフリンク提供資料

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な人や組織の密接な連携が必要であり、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の様々な分野においても、連携した取組が展開されています。

今後も、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが大切です。地域において自殺の要因を早期に発見し、確実に支援につなげるための各種施策との連携を図るためには、生活困窮者自立支援制度や精神保健医療福祉施策との連携も含めて一体的に取り組む、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要です。

また、新たに新型コロナウイルス感染症の流行による社会環境の変化が招く孤独・孤立対策のための相談・支援団体などとの連携や、子どもの自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、学校等の教育機関や子育て支援機関などとの連携を図るとともに、地域の学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めても良いことを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）に引き続き取り組みます。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、個々の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、計画策定等の支援環境の整備を行う「社会制度のレベル」に分けて考え、これらを有機的に連携させ、総合的な取組として推進します。

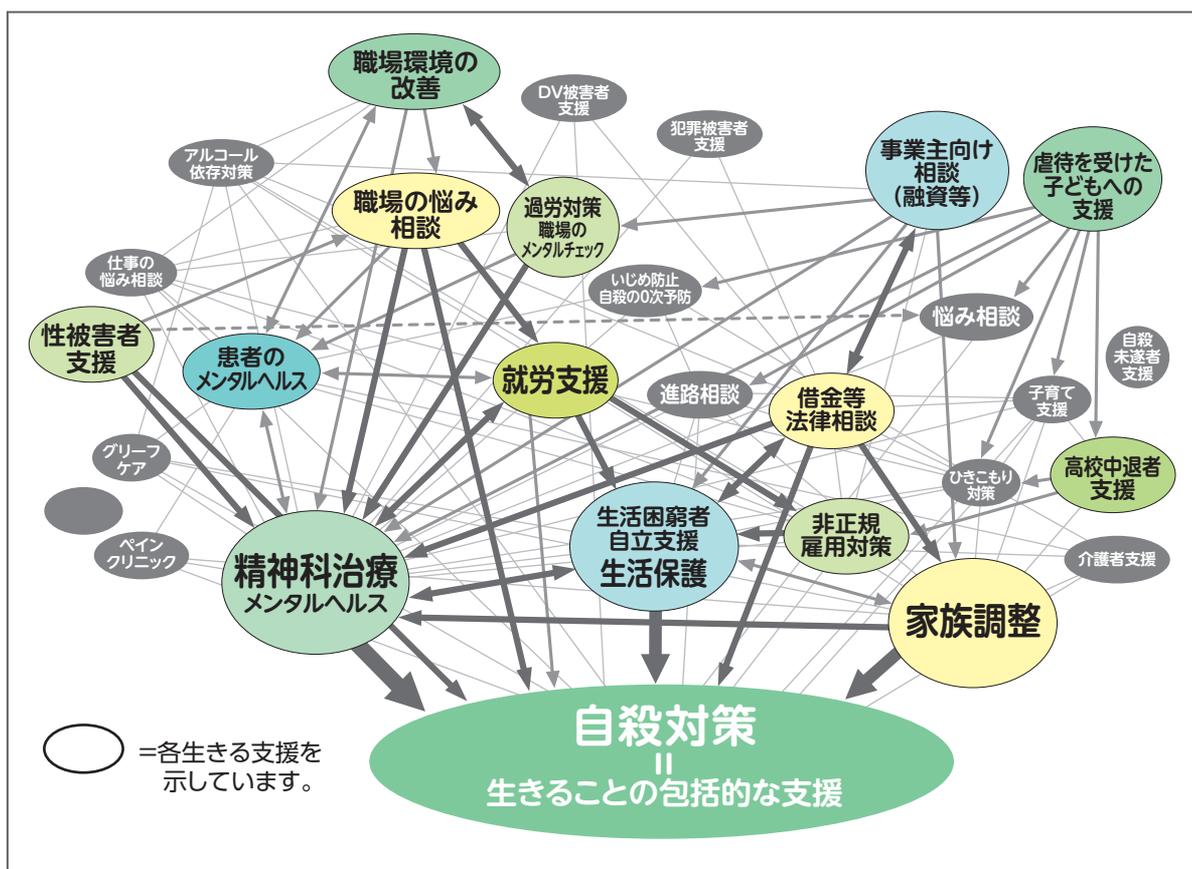
また、自殺対策に係る個別の施策は、自殺の危険性が低い段階で対応を行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「自殺発生の危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させず、遺族等にも支援を行う「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じます。

参考 「自殺対策における様々な対策の連携の重要性について」

ライフリンクが家族を自殺で亡くした遺族と協力して行った調査によると、亡くなる前に、行政や医療等の専門機関に相談していた人は70%に上り、亡くなる1か月以内に限っても48%が専門機関に相談していたことが分かりました。それぞれの要因に対しては、既に様々な対策が行われていても、その領域にとどまっていることが指摘されています。自殺には平均すると4つの要因が複雑に絡み合っており、関係機関同士が有機的に連携し、支援をすることが重要です。

21ページに示した一つ一つの自殺の要因に対する支援が、下図の円内の取組です。それらが「生きる支援」であり、細やかに連携することで「生きることの包括的な支援」が推進されます。

【様々な支援の重層的な連携図】



引用：自殺実態白書2013
(ライフリンク発行)

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は、一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。また、自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることであるにもかかわらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であることが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守り、市民や地域等に対する広報、教育活動等を通じた普及啓発に取り組むとともに、自殺による遺族等の方への偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動等に取り組めます。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や東京都などの各自治体、関係団体、民間団体、企業及び市民が果たすべき役割を明確化、共有した上で、連携・協働して総合的に推進することが必要です。

そのためには、それぞれの主体が、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であることから、関係機関とのネットワークを強化し、情報の共有が可能となる環境づくりを図ります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

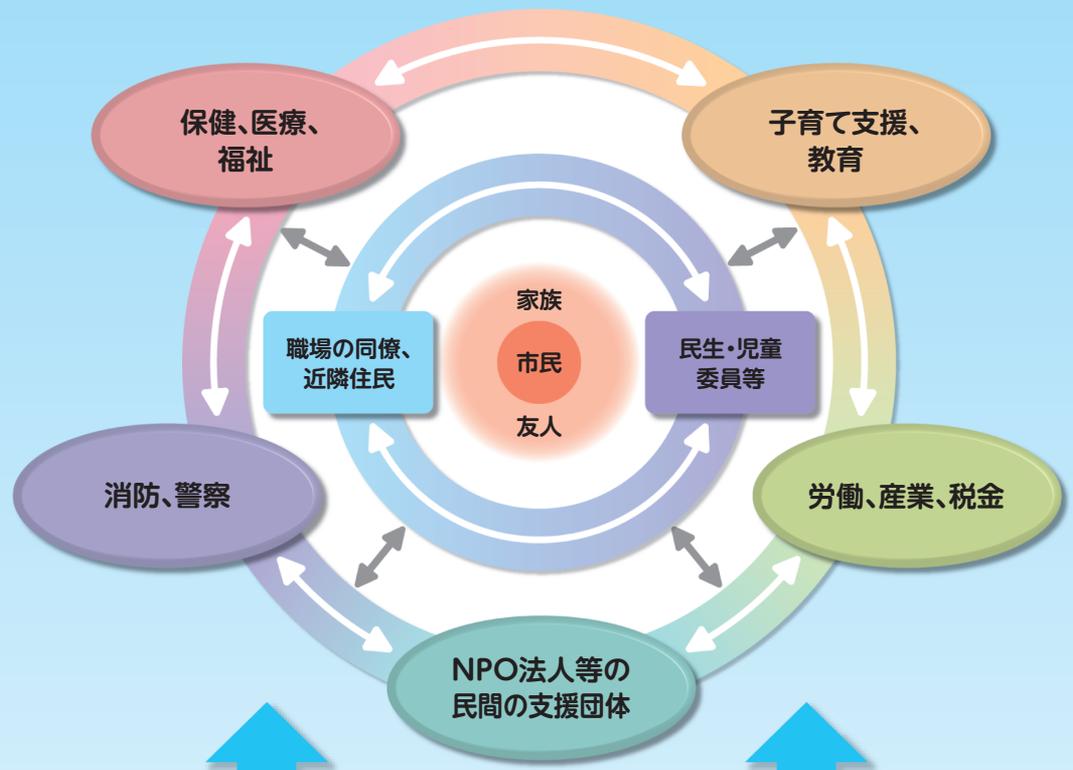
基本法第9条では、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定めています。

本市を含め、自殺対策に関わる方や関係機関は、自死遺族等（注6）の心情を配慮し、自殺対策に取り組めます。

（注6）自死遺族：自殺により親戚を亡くした遺族のこと。

目指す姿 こころといのちを支えあうまち

関係機関同士の連携と切れ目のない支援
いつでも支援につながる地域づくり



自殺対策

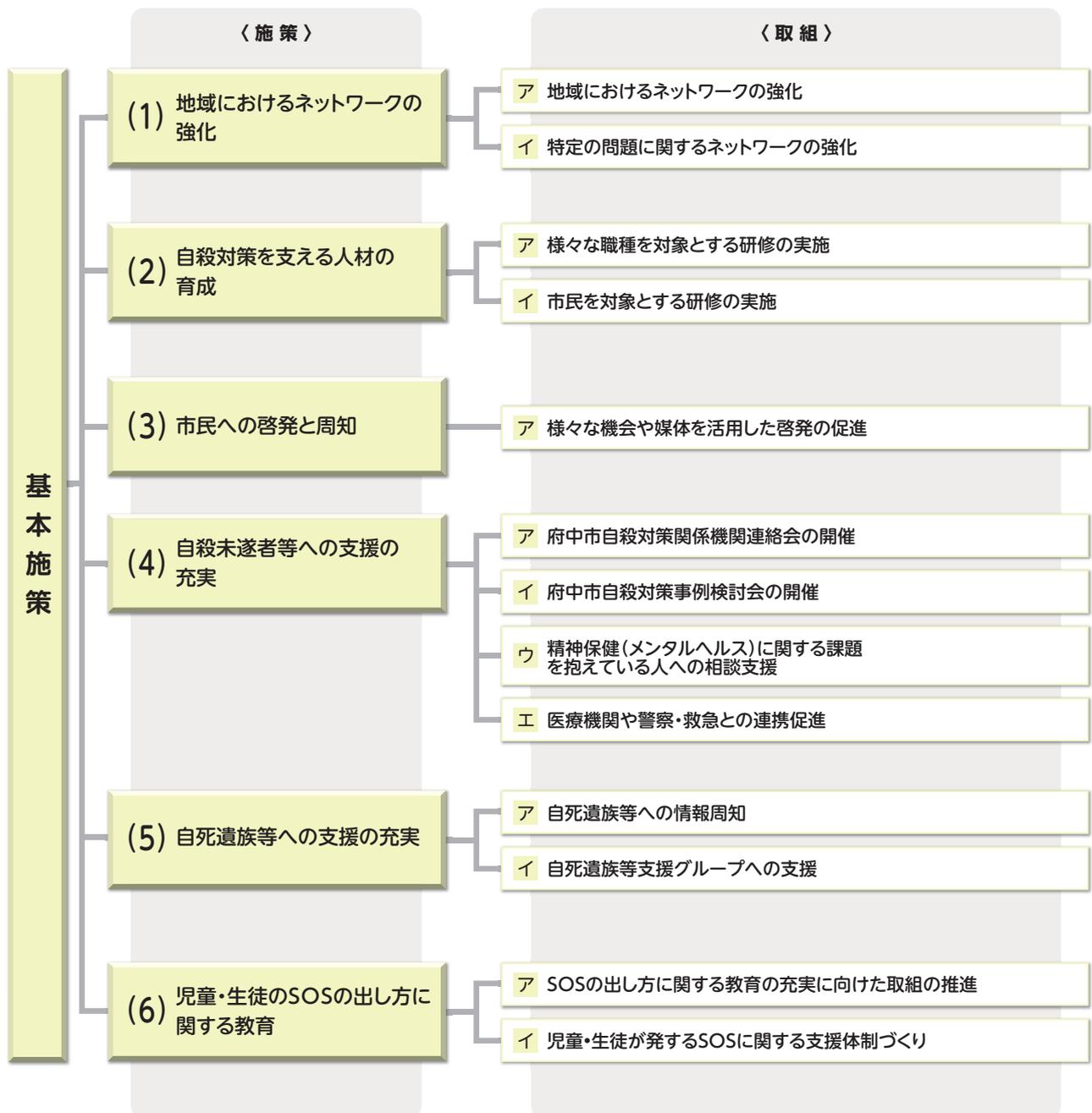
基本施策 重点施策 生きる支援 関連施策

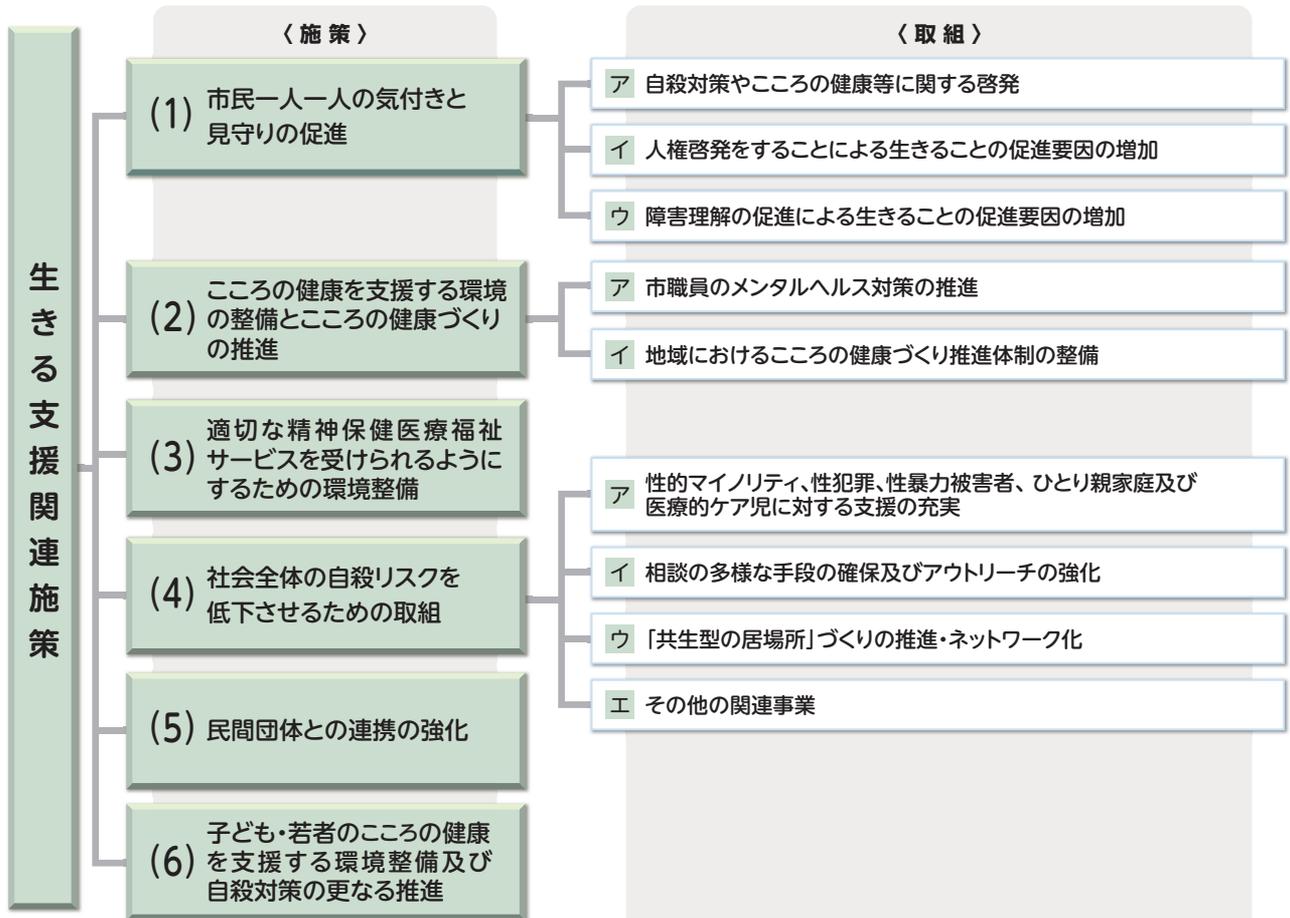
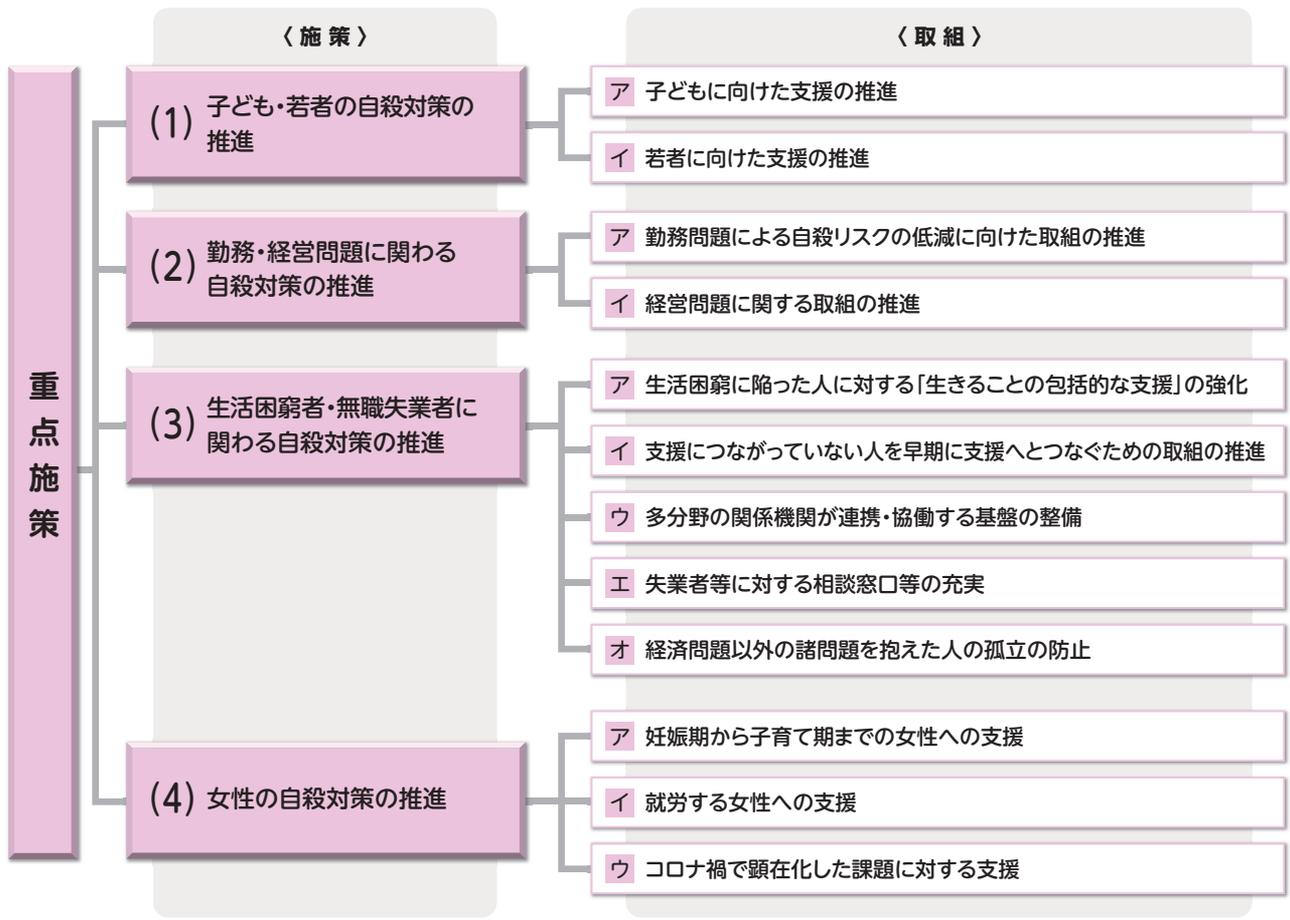
2 施策体系

本市における自殺対策は、大きく3つの施策群で構成しています。

全国的に実施されることが望ましいとされている施策群である「基本施策」と、地域の特性に応じた対策を選別した施策群である「重点施策」、既に実施している様々な事業のうち、自殺対策と連携し、生きることの促進要因を増やすことにつながる施策群である「生きる支援関連施策」です。

施策の体系図





3 基本施策

国が示した大綱を基に、本市が取り組む自殺防止対策を推進するための基本的な取組事項について、6つの基本施策として整理しました。

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる施策として、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。

また、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）につながるような問題の解決を目指して実施している庁内の会議が円滑に実施されることも自殺対策推進となります。

さらに、それらの会議が自殺対策の一翼を担っていることが認識されるよう、必要に応じて本市の自殺の実態や取組等に関する情報提供を行うなどして、地域で展開されているネットワークと自殺対策との連携強化を目指します。

ア 地域におけるネットワークの強化

(ア) 府中市自殺対策推進会議の開催

庁内各分野の部署が連携し、自殺総合対策計画の推進に向けた総合的かつ効果的な対策を推進します。

(イ) 府中市自殺対策関係機関連絡会の開催

庁内及び地域における相談体制を構築するため、各関係機関における相談の現状、課題等について担当職員が情報共有を図り、相談事例における自殺のリスクアセスメントを実施し、より効果的な支援に向けた検討を行います。

(ロ) 府中市自殺対策事例検討会の開催

様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、専門機関の医師等を招いた事例検討会を開催し、各分野の支援策等を共有するとともに、支援方針を検討していくことを通して、相談担当職員の相談・支援能力のスキルアップを図ります。

(ハ) 保健活動の強化

保健師は、日頃の相談業務や自殺対策に係る関係者の支援会議等に参加をすることで、自殺の実態を把握し、課題を踏まえた地域づくりを進めます。また、保健師が地域の中で着実に活動を行うための資質向上に向けた取組や体制づくりを行います。

イ 特定の問題に関するネットワークの強化

(ア) DVに関する連携会議

配偶者等からの暴力の防止に関する事項等を協議するため、府中市DV対策連携会議を設置・運営します。

(イ) 困窮者支援連絡会「つながりPlus」

生活困窮者に接する業務に対応する関係機関等で情報共有等を行います。

(ロ) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

高齢者の福祉増進及び介護保険事業の円滑な実施を図るため、高齢者保健福祉

計画・介護保険事業計画の進捗管理等を行います。

(イ) 障害者等地域自立支援協議会

障害等のある人に係る関係機関の職員や障害のある当事者で構成された協議会で相談支援事業の運営、困難事例への対応の在り方、地域のネットワーク等について協議します。

(ロ) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見・支援についての対策を協議します。

(ハ) 困窮支援連絡会「つながり P l u s」部会

子どもの貧困対策について関係機関と情報交換及び施策の検討を行います。

(2) 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

本市では、自殺対策の推進に当たり、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、地域における自助・共助の担い手でもある市民を対象にしたゲートキーパー（注7）養成講座等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

（注7）ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

ア 様々な職種を対象とする研修の実施

(ア) ゲートキーパー養成講座（市職員対象）

職員研修において、自殺対策に関する取組と必要な相談先につなぐことの重要性等を示したゲートキーパー養成講座の受講を呼び掛け、職員が各々の業務中に自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなぐ役割を担える人材となるよう研修会を実施します。

(イ) ゲートキーパー養成講座（教職員対象）

教職員向けの研修の中で、SOSの出し方に関する教育の必要性と重要性について理解を深めます。子どもが発するSOSに気付いた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童・生徒を早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。

(ロ) ゲートキーパー養成講座（専門職対象）

関連団体職員がゲートキーパーとなり、市民に対し、早い段階で異変に気付くことや必要な機関につなぐことができるように、情報提供を行います。

イ 市民を対象とする研修の実施

(ア) ゲートキーパー養成講座（市民対象）

ゲートキーパー養成講座を一般市民向けに開催し、地域で担い手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

開催に当たっては、日頃から市民への見守り活動に尽力している「元気いっぱいサポーター」などに対して講座への参加を積極的に呼び掛けることで、生きるための包括的支援を担う人材の育成を更に進めていきます。

(4) ふちゅうカレッジ出前講座

メンタルヘルスの重要性を理解し、自分自身のこころの不調のサインに気付くとともに、本人の周りの人たちも気が付くことができ、相談窓口につながっているよう出前講座の要望に対応します。

(3) 基本施策3 市民への啓発と周知

新型コロナウイルス感染症の流行は、様々な悩みを抱えた方の地域とのつながりを遮り、孤独感から自殺を考えてしまう方も増えるなど、自殺リスクの新たな要因となっています。思い悩んでいるときに様々な相談機関があることを、市民や関係機関、市のホームページ等を活用して情報を提供します。

また、市民が自殺対策の取組や、地域の見守りの必要性について理解を深められるよう、講演会の開催やSNSなどを活用した情報発信を行います。地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図るなど、自殺対策について地域全体で理解が深まることを目指します。

ア 様々な機会や媒体を活用した啓発の促進

(7) リーフレット等啓発品の作成と配布等による周知

a 相談先情報を掲載したリーフレットの作成と配布

(a) 生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット等を作成し、ゲートキーパー養成講座等で活用するとともに、各所・関係機関に配布します。また、多言語にも対応した相談先も紹介します。

(b) 市民活動センター等の窓口を訪れた市民に対して、リーフレットの配布等を行うことで、生きる支援に関する情報を周知します。

(4) 市民向けの講演会やイベント等の開催

a 自殺防止キャンペーンの開催

毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等に合わせて、男女共同参画センター、市民活動センター、府中警察署、保健センター等に自殺防止を呼び掛ける特設ブースを設置します。

また、年末年始には大國魂神社や市内各駅にリーフレットを配架します。市内の図書館では、各取組期間に合わせて自殺対策に関連するテーマの展示を行うなど、各種イベントを開催します。

b 人権・男女共同参画に関する啓発

人権及び男女共同参画に関する市民の理解促進に係る取組を進めるほか、自殺リスクが高い方々へ相談先情報の周知を進めます。

c 図書館での各種イベントの開催

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館で自殺対策に関連するテーマの展示を行うなど、各種イベントを開催します。

d 商工会議所・大学等を通じた啓発の推進

市内に所在する大学や商工会議所に向けて自殺予防週間や自殺対策強化月間に実施するキャンペーンやイベントなど、市内で開催される自殺対策関連の各種行事の案内を行い、自殺対策に対する理解の促進を図ります。

- (h) 各種メディアなどの媒体を活用した啓発活動
 - a 広報紙の活用
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、市の広報紙で自殺対策関連の記事や相談・支援の窓口等を掲載し、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。
 - b SNS等を通じた情報発信
自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市のホームページ、メール配信サービス、SNS等を利用し、啓発と情報の発信に努めます。
- (i) 地域と連携した情報の発信
 - a 民生委員等を通じた情報発信
リーフレットを通じて、自殺の実態や相談・支援窓口等の情報を地域住民に発信します。
 - b 児童・生徒の自殺に対する理解の促進
地域全体で児童・生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気付くことができるよう、地域の関係団体と連携して、児童・生徒特有の自殺のリスク等も含めた啓発活動を行います。

(4) 基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂の事例に直接関わる関係機関同士が、自殺未遂や既遂の状況を共有することで、自殺リスクを抱える人の心理的な状況を関係者が理解し、継続的な支援が行われ、かつ庁内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

また、救急・警察等の関係機関から地域の相談窓口につながり、自殺未遂・再企図に至らず生活できる市民が増えることも併せて目指します。

ア 府中市自殺対策関係機関連絡会の開催（再掲）

庁内及び地域における相談体制を構築するため、各関係機関における相談の現状、課題等について担当職員が情報共有を図り、相談事例における自殺のリスクアセスメントを実施し、より効果的な支援に向けた検討を行います。

イ 府中市自殺対策事例検討会の開催（再掲）

様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、専門機関の医師等を招いた事例検討会を開催し、各分野の支援策等を共有するとともに、支援方針を検討していくことを通して、相談担当職員の相談・支援能力のスキルアップを図ります。

ウ 精神保健（メンタルヘルス）に関する課題を抱えている人への相談支援

自殺に至る主な要因に精神疾患があり、自殺未遂者等においても精神保健上の課題を抱えていることが多くあります。また、家庭や職場などでの課題をきっかけにこころの健康のバランスを崩したり、支援につながるまでに時間を要したことで心身の症状が悪化したりすることによって、自殺のリスクを高めてしまう場合があります。これらの課題に対応するため、保健師等は対人支援を通して健康課題を抽出し、地域課題に取り組みます。保健師等が精神保健医療福祉上のニーズに対応できるように保健所等の関係機関と連携し、個別支援を実施するとともに、研修等を通

じて、保健師の専門的な資質の向上を図ります。

エ 医療機関や警察・救急との連携促進

医療機関や警察と連携を強化するとともに、関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。

(5) 基本施策5 自死遺族等への支援の充実

身近な人の自死は、自死遺族等の精神面の負担だけでなく、身体面や生活面などでも新たな負担を生じさせる場合があります。また、自死の直後から行わなければならない法的な手続や行政上の手続は、多くの自死遺族等にとって負担となります。そのため、必要なときに総合的な支援ニーズに対応することを目指し、様々な取組を進めます。

ア 自死遺族等への情報周知

自死遺族等に、死後の法的な手続や行政上の手続をまとめた「おくやみハンドブック」、市役所への書類作成や提出をまとめて行うことができる「おくやみコーナー」を案内します。市ホームページ等で、各種相談先について紹介し、自死遺族等への情報周知を進めるとともに、経済的な課題を抱えた遺族に対して、必要な生活支援につながるができるように地域の相談窓口を紹介し、他の専門機関と連携して支援を行います。

イ 自死遺族等支援グループへの支援

自死遺族等を対象とした自助グループと連携し、自死遺族等のこころのケアに努めていけるよう支援を行います。

(6) 基本施策6 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が社会において様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施することが学習指導要領に定められています。本市でも次のとおり環境づくりを進め、市立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施しています。

ア SOSの出し方に関する教育の充実に向けた取組の推進

市立小中学校では、学習の問題や家庭問題等を抱えている児童・生徒が安心して悩みを打ち明けることができるように、SOSの出し方に関する教育を実施しています。更なる授業内容の充実を図るため、関係課と連携して取組を推進していきます。

イ 児童・生徒が発するSOSに関する支援体制づくり

児童・生徒が発するSOSに教職員が気付いた場合、学校内外の関係機関と連携して情報共有に努め、早期に支援します。また、自殺未遂に至った児童・生徒の支援会議等に参加し、関係機関と連携して児童・生徒の自殺の実態把握と課題解決に取り組めます。

4 重点施策

(1) 重点施策1 子ども・若者の自殺対策の推進

本市における過去5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数209人のうち、20歳未満の自殺者数は8人となっており、全体に占める割合は低いものの、今後の社会を担っていく子ども・若者の自殺は、本市のみならず、国においても重要な課題であるため、第2次計画では、重点施策の一つとして位置付けました。

令和4年10月に策定された、新しい国の大綱においても、子ども・若者の自殺対策を更に推進することが示されており、「誰も自殺に追い込まれない社会」を作っていく上では、重要な取組です。本市においても様々な取組との連携の中で、悩みや課題を抱える子ども・若者の早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

ア 子どもに向けた支援の推進

様々な問題を抱える児童・生徒が一人で抱え込むことのないように、児童・生徒と接する機会の多い学校関係者に対する研修の実施や、悩みや問題を抱える児童・生徒が必要な支援を受けるために必要な取組を実施します。また、地域の関係者が連携することや、安心して過ごせる居場所の構築や確保に向けた活動にも取り組みます。

- (ア) 様々な環境に置かれた児童・生徒のこころのケアへの更なる取組が必要であるため、児童・生徒の身近な存在である、市立小中学校の教職員や関係機関職員に向けて、具体例を用いながら、児童・生徒のこころの状態への理解を深め、対応方法を学ぶための研修会を実施します。
- (イ) 児童虐待や非行に関する通報や子育てに関する相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。
- (ロ) 学校だけでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒について、スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点から関係機関と連携し、課題の改善を図ります。
- (ハ) 児童を取り巻く環境の変化により、安全な放課後の居場所を提供することが必要とされているため、学校の敷地内で放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの健全な居場所を提供します。
- (ニ) 生活に困窮した家庭の子どもに対して、学習支援を行い、学習の機会の確保に努めます。
- (ホ) 心理的な理由等により登校できない児童・生徒に対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等に資する適切な指導及び援助を行い、学校への復帰を支援します。
- (ヘ) 共働きや残業等で保護者の帰宅が恒常的に遅い家庭の子どもを、夜間に施設や保育園等で預かります。また、保護者の入院や出張等の理由で一時的に養育が困難な時に、宿泊で預かり、子どもの安全を守ります。
- (ヘ) 障害等のある子どもやその保護者が安心して生活できるよう、課題に応じて適切な援助やサービス体制を整備します。
- (コ) 家族にケアが必要な人がいる場合に、大人が担う役割を果たさなければならな

いヤングケアラーについて、認知度の向上や相談支援体制を整えます。

イ 若者に向けた支援の推進

進学、就職等のライフステージの移行期やそれに伴う環境の変化は、若者にとって様々な課題に直面することが想定されます。

いのち支える自殺対策推進センターによると、有職者の場合は、職場の人間関係や配置転換等からうつ状態となり自殺に至り、学生の場合は、学内の友人関係や就職活動の失敗等により将来を悲観して、うつ状態となり自殺に至ることがあります。このため、自殺の防止に向けては、若者を孤立から守り、その成長を支援する取組が重要です。

また、スマートフォンなどの情報機器が個人へと普及したことで、若者世代は、情報機器を通じて社会とつながることが日常となり、人と直接関わる機会が減っています。進学や就職・結婚など、新たな社会環境の構築や自分の将来について、人と相談せずに、判断の基準をインターネットの情報に求めるようになっており、早い段階で若者が抱える問題の対処方法や支援先について、情報発信や相談支援が行えるよう推進する必要があります。

- (7) 市内大学等の健康管理室等、学生の健康管理を行う部門との連携を図り、相談先を周知するなど関係機関との連携を行います。
- (8) 経済的な理由により就学が困難な人に、奨学金の給付や貸付を行い、教育の機会が得られるようにします。
- (9) 就労経験やスキルが乏しい、就労意欲が低い等の就労に関する課題を抱え、直ちに就労が困難な若者に対し、段階的な訓練の場を提供することにより就労を支援していきます。
- (10) 青少年の抱える悩みに関する本人又はその家族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行います。
- (11) 若者に向けた様々な相談先について、市ホームページ、SNS等を利用して情報提供を行います。

(2) 重点施策2 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

平成28年から令和4年までの7年間における本市の自殺者数を見ると、自殺者数287人のうち、有職者の自殺は118人(41.1%)となっています。職場における人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境の変化、退職や失業による生活困窮や多重債務、家庭内の不和等で最終的に自殺のリスクが高まるケースが想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会経済活動が変化したことをきっかけとする経営の悪化や勤務環境の変化は、自殺のリスクにつながると国から報告されているほか、新型コロナウイルス感染症の後遺症に対する職場の理解不足から、体調が回復しないまま無理に働くことで、心身の健康を崩す方や退職せざるを得なくなる方もいることが報道されるなど、新型コロナウイルス感染症の流行を新たな自殺のリスクとして捉えた対策が求められています。

新たな国の大綱では、職場でのパワーハラスメントや長時間労働を一因とする自殺の発生等について、勤務問題による自殺対策の推進が当面の重点施策として掲げられ

ており、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。

これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底することと併せて、市内事業所において、自殺リスクを生じさせない労働環境の整備が求められています。

ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組の推進

- (ア) 商工会議所の会員や府中市勤労者福祉振興公社等に相談先のリーフレットを配架するなどの情報提供を行います。
- (イ) 市内企業（主に労働者50人以上の事業所）の産業保健部門が行っている連絡会を通じて、職域におけるメンタルヘルス対策の取組を行うよう啓発活動を行います。
- (ウ) 労働者50人未満の小規模事業所の事業者や労働者に対して、こころやからだの健康管理を担う地域産業保健センター（注8）等の相談先を市ホームページ等で情報発信していきます。
- (エ) 特定健康診査受診の機会を活用し、協力医療機関に相談先のリーフレットを配布する等、働く世代が健康に意識を向けることができるように環境を整備します。
- (オ) 働く人のメンタルヘルスや勤務問題に関連する労働基準監督署や総合労働相談コーナー等の窓口に関して、市ホームページ等で情報を発信します。

（注8）地域産業保健センター：労働者50人未満の小規模事業所の事業主や小規模事業所で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。事業所の所在地を対象地域としており、府中市内の事業所は北多摩地域産業保健センターの管轄となる。

イ 経営問題に関する取組の推進

- (ア) 市内事業所において、自殺リスクを生まないような労働環境を整備するため、相談体制の強化や商工会議所が行う経営者に対する相談先を周知します。
- (イ) 中小企業主に対して健康経営（注9）に関する情報の発信を行うとともに、従業員の健康増進や健康管理を支援する、ワークびあ府中（中小企業勤労者の福利厚生事業）への加入を促進します。

（注9）健康経営：従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

(3) 重点施策3 生活困窮者・無職失業者に関わる自殺対策の推進

国は、自殺の要因は様々であり、平均4つの要因が連鎖する中で自殺に至ることが多いとして、生活苦、負債、失業等を主たる要因として挙げています。

国が、令和5年3月に地方公共団体に通知した「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」では、「自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要である。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」とあります。

また、無職者や失業者は自殺のリスクが高い傾向があり、本市においても自殺者に占める割合が高い傾向があることから、自殺防止に向けては総合的な支援を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、市では職種や分野にかかわらず、様々な支援者が総合的に当事者を支援する体制を構築することを目指します。

ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮に陥った人に対する様々な制度に基づく取組と、自殺対策との連携を強化することにより、自殺のリスクの高い人に対して「生きることの包括的な支援」を提供します。

- (ア) 生活保護を受けている人、生活に困窮している人に対して必要な支援を講じるとともに、経済的な困窮以外の問題も抱えている場合は、関係機関と連携して支援します。
- (イ) 後期高齢者医療被保険者が生活の困窮等の問題を抱え、保険料の納付ができない等の課題を把握した場合に、関係機関と連携し、解決に向けた対応を図ります。
- (ロ) 市税に係る徴収事務を行う際に、生活の困窮等の問題を抱えた人を把握した場合に、関係機関と連携し、問題の解決を図ります。
- (ハ) 低所得者等が介護保険サービスを利用する場合に負担を軽減する取組を継続し、低所得者等の介護保険サービスの利用を促進します。
- (ニ) 障害等のある人及びその家族に対して、障害者手帳等の交付を通して経済的、精神的な負担の軽減を図ります。また、課題を抱える人に対しては、相談及び関係機関との連携を図ります。
- (ホ) 一定の所得以下の世帯に対して学習塾の費用並びに高校及び大学の受験費用の貸付けを行い、安心して学習に取り組める環境づくりを進めます。また、経済的な理由で悩んでいる場合には、関係機関と連携し、相談先を案内します。
- (ヘ) 経済的な理由により就学が困難な人に、奨学金の給付や貸付けを行い、教育の機会が得られるようにします（再掲）。
- (ヘ) 経済的な理由により、小学校及び中学校の教育費の支払が困難な保護者に対して、費用の一部を助成します。必要時には、関係機関と連携し、相談先を案内します。
- (コ) 低所得者、被災者、高齢者、障害等のある人等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

イ 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組の推進

本市で把握に至らないまま自殺してしまう方が増えていることから、生活苦を抱えているものの、支援につなげることができず自殺に至ることがないように、自殺のリスクが高まることを防ぐ取組を行います。

- (ア) 税金や保険料、滞納金等の徴収や納付の相談等の業務を担当する職員が、ゲートキーパーの役割を果たすことで、自殺のリスクがある人を支援へつなげられるようゲートキーパー研修を実施します。
- (イ) 住民と距離が近く、身近な相談役である民生委員にリーフレットを配布するなど、相談先の周知を行います。

- (h) 公営住宅の管理を担当する公社と連携し、リーフレットの配架等、相談先の周知を図ります。

ウ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備

- (7) 困窮者支援連絡会「つながり P l u s」を通して関係機関の課題を共有し、連携を行います。
- (f) 健康推進課が主催する自殺対策に関する会議等の機会を通じて、社会福祉協議会、民生委員等、地域福祉を担う関係機関と連携を行います。

エ 失業者等に対する相談窓口等の充実

- (7) 生活困窮者や失業者に向けて、ハローワーク府中でこころの相談窓口等の相談先を周知します。
- (f) 生活困窮者や失業者に対して、ハローワーク府中による「就労支援コーナーふちゅう」や就労支援事業委託等事業で、特性と希望に合った就労ができるように支援していきます。

オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止

- (7) 就労経験やスキルが乏しい、就労意欲が低い等の就労に関する課題を抱え、直ちに就労が困難な人に対し、段階的な訓練を提供することにより就労を支援し、孤立化を防ぎます。
- (f) 障害等のある人が、安心して職業や居場所を得ることができるよう、就労やそれに伴う生活に係る相談及び支援を行います。

(4) 重点施策4 女性の自殺対策の推進

女性の自殺要因には、家庭問題や育児・介護問題、非正規雇用の問題等があります。加えて、コロナ禍以降は生活環境の変化を受け、DV問題が顕在化する等の課題も出てきています。

本市の自殺者数における女性の割合は、平成28年の20.4%から徐々に増加し、令和4年は39.6%となっています。そのため、女性向けの自殺対策を重点施策として位置付け、取り組んでいきます。

また、子育ては女性だけが行うものではありませんが、妊娠期も含め、女性が担う役割が多いのが現状です。そのため、項目によってはパートナーとなる方も対象として取組を進めます。

ア 妊娠期から子育て期までの女性への支援

- (7) 母子健康手帳の交付等の機会を活用し、看護職が交付時に全数面接を行い、支援が必要な保護者の発見と対応に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。
- (f) 新生児訪問や乳幼児健康診査の機会に不安を抱えている等の支援が必要な保護者の発見と対応に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。
- (g) 産後ケア事業や乳幼児発達支援事業等で、育児に課題を抱えている保護者を発見し、対応に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。
- (e) 子育てに係る交流会や講座を開催して育児不安の軽減を図るとともに、支援が

必要な保護者の発見と対応に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。

- (㊦) 子育ての悩みを抱える保護者の相談を受け、必要に応じてグループ活動への参加を促すとともに、育児の負担を軽減する目的で家事の支援や子育て相談を行い、不安を抱えた母親を支援します。また、育児の支援を受けたい保護者と支援を行いたい市民の相互援助活動を支援し、子育てをしやすい環境を目指します。

イ 就労する女性への支援

ひとり親家庭の経済的自立のため、生活設計に関するセミナー開催や資格取得の支援など、就労につながるための支援を行います。

ウ コロナ禍で顕在化した課題に対する支援

- (㊧) 女性に対する暴力は、人権侵害であるという意識啓発を行うために、各種講座の実施や普及啓発を行います。
- (㊨) 配偶者等からの暴力に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

5 生きる支援関連施策

基本施策や重点施策のほか、本市が現在実施している事業において、自殺対策の取組につながる生きることの包括的な支援を「生きる支援関連施策」として実施します。

(1) 生きる支援関連施策1 市民一人一人の気付きと見守りの促進

ア 自殺対策やこころの健康等に関する啓発

多くの市民が集う図書館で、こころの健康など相談先リーフレットの周知を行います。

イ 人権啓発をすることによる生きることの促進要因の増加

(ア) 平和、人権、男女共同参画、多文化共生等に関する意識啓発講座などを実施します。また、専門分野で活躍する人及び団体と連携し、課題への取組を検討・実施します。

(イ) 小学生が花を育てることで、協力や感謝、命の大切さを学び、人権尊重の思想を育む取組を行います。

ウ 障害理解の促進による生きることの促進要因の増加

(ア) 障害等のある人の運動機会や創作活動等での表現の場を確保することを通じて、市民の交流を促進します。

(イ) 障害等のある人に対する理解を深めるため、点字奉仕員及び手話通訳者の養成を図ります。

(2) 生きる支援関連施策2 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進

ア 市職員のメンタルヘルス対策の推進

市職員の健康管理のため、産業医による健康相談や各種検診、ストレスチェック等を行い、健康の維持増進に努めます。

イ 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備

府中市保健計画・食育推進計画に基づく事業を適正に評価・推進することにより、市民の新たな保健ニーズを把握し、必要な施策を展開します。

(3) 生きる支援関連施策3 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするための環境整備

精神に障害等のある人とその家族の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、適切な相談体制を整備します。また、必要時にサービスの調整を行い、障害等のある人の生活しやすい地域を目指します。

(4) 生きる支援関連施策4 社会全体の自殺リスクを低下させるための取組

ア 性的マイノリティ、性犯罪、性暴力被害者、ひとり親家庭及び医療的ケア児に対する支援の充実

(ア) 支援措置等を行う市民に対応する場合、適宜、関係機関に情報提供を行います。

す。

- (イ) 子育て家庭やひとり親家庭の経済的な負担を軽減することで、安心できる子育てを促進します。
- (ロ) 医療的ケア児及びその家族の日常生活の安定を図ります。

イ 相談の多様な手段の確保及びアウトリーチの強化

- (ア) 市民からの相談ニーズを踏まえ、各種専門相談等の情報提供を行います。
- (イ) 国民健康保険の給付や被保険者の健康診査による疾病予防等、多岐にわたる手段で市民の生活の安定を促進します。
- (ロ) 市民の消費生活の安定を図るため、相談や情報提供を行います。
- (エ) 地域住民の困りごとに対して、相談窓口につなげる等の調整を行い、問題解決を図ります。また、地域の課題解決のために、住民と様々な団体との連携を進め、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- (オ) 地域住民の相談の担い手である民生委員の活動に係る支援を行うことで、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- (カ) 認知症高齢者、知的又は精神の障害等のある人が安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度等の利用を促進するとともに、相談及び普及啓発等を行います。
- (キ) 中国残留邦人等の高齢化等の状況を鑑み、相談員の配置や生活支援給付金の支給により、安心・安定した生活を目指します。
- (ク) 生活支援コーディネーターが中心となり、既存の地域資源や生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。
- (ケ) シニアクラブが行う社会奉仕活動、文化活動及び健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、地域での支え合いを支援します。
- (コ) 高齢者の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を整備します。また、認知症についての普及啓発や、高齢者が安心して生活できる地域づくりなどを行います。
- (サ) 障害等のある人が地域で生活するに当たり、福祉的な各種支援の活用を推進します。
- (シ) 市民を対象に、健康に関する教育やこころ、からだの相談等を受けることで、市民の健康への意識を高め、健康づくりを促進します。
- (ス) 在宅で子育てをしている保護者に対し、地域子育て支援事業を行い、子育てに関する不安感及び負担感並びに孤立化の解消を図ります。

ウ 「共生型の居場所」づくりの推進・ネットワーク化

- (ア) 市民活動団体の活動拠点となる市民活動センターを運営し、市民活動を促進することで市民の居場所を確保していきます。
- (イ) ひとり暮らしの高齢者や要支援高齢者が地域と関わり、社会参加を促進するためにサロン等の運営を支援します。
- (ロ) 地域で子育てをしている保護者に対して、親子同士の交流、必要時には子育て

相談等に対応できる居場所づくりを進めます。

- (イ) 悩みの有無にかかわらず、様々な居場所における他者との交流を通じて、社会とのつながりが感じられるよう、幅広い利用者に対応できる居場所づくりを検討します。

エ その他の関連事業

- (ア) 大規模災害等により市民が被災した場合に、必要な資金の貸付を行い、生活の立て直しを促進します。
- (イ) 働く意欲のある高齢者に対して就労に関する相談の機会を設けることで、豊富な知識や経験をいかした地域社会での就労、活躍を促進します。
- (ロ) 就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進するため、公益社団法人府中市シルバー人材センターに対して支援を行います。
- (ハ) 地域における犯罪の多様化の背景から、地域の安心・安全の意識を高めることを目的とした広報周知活動を行います。
- (ニ) 市内に在住する外国人でかつ国の年金制度の対象とならない高齢者・障害者に対して給付を行うことで、安定した生活の促進を図ります。
- (ホ) 要支援者等の自立の促進と重症化予防の推進により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- (ヘ) 住宅に困窮する一人暮らし高齢者に対し、本市が管理運営する高齢者住宅を提供するとともに、管理人等による入所者の安否確認を行い、緊急時の対応や日常生活の支援を行います。
- (ヘ) 高齢者の心身の健康増進を図り、高齢者の余暇活動や交流を促進するため、保養施設の費用助成を行います。
- (ヘ) 高齢者が地域で生活するに当たり、福祉的な各種支援の活用を推進します。
- (ニ) 市内に居住する70歳以上の人が、美術館の常設展を観覧する場合に観覧料を免除し、生活に潤いをもたらします。
- (ハ) 障害等のある人が地域で生活するに当たり、福祉的な各種支援の活用を推進します。
- (イ) 生活習慣病の予防や生活習慣の改善を推進するための健康診査の受診を促進し、各種疾病予防の対策を行います。
- (イ) 安心して子育てができるように、子育て家庭やひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。

(5) 生きる支援関連施策5 民間団体との連携の強化

市民活動団体の活動拠点となる市民活動センターを運営し、市民活動や市民協働に関する情報提供や相談、啓発事業を行います。

(6) 生きる支援関連施策6 子ども・若者のこころの健康を支援する環境整備及び自殺対策の更なる推進

学校の養護教諭が、衛生管理や健康相談、保健指導等を行うことで児童・生徒の健康管理を行います。

6 各施策の一覧

【一覧について】

- ・この一覧は第2次計画で実施する自殺対策事業についてまとめたものです。
- ・「第1次計画とのつながり」は、「継続」は第1次計画からの継続、「見直し」は事業内容の見直し、「新規」は2次計画で新たに取組に加えた事業です。
- ・「第1次計画の評価」は、○印は達成、△印は一部未達成、×は未達成です。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 地域におけるネットワークの強化	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○
	(イ)	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○
	(ウ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(エ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	△
イ 特定の問題に関するネットワークの強化	(ア)	女性人権推進事業	多様性社会推進課	継続	○
	(イ)	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
	(ウ)	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画推進等協議会	高齢者支援課 介護保険課	継続	○
	(エ)	障害者等地域自立支援協議会運営 事業	障害者福祉課	継続	○
	(オ)	児童虐待防止事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(カ)	子どもの未来応援基本方針の推進	子育て応援課	継続	○

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 様々な職種を対象とする研修の実施	(ア)	人事・研修事務 自殺対策事業	職員課 健康推進課	継続	△
	(イ)	自殺対策事業	指導室 健康推進課	継続	○
	(ウ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	△
イ 市民を対象とする研修の実施	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)	自殺対策事業	健康推進課	見直し	×

基本施策3 市民への啓発と周知

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 様々な機会や媒体を活用した啓発の促進	(ア)a(a)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(ア)a(b)	自殺対策事業	健康推進課 協働共創推進課	継続	○
	(イ)a	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)b	女性人権推進事業	多様性社会推進課	継続	○
	(イ)c	中央図書館運営事業 自殺対策事業	図書館 健康推進課	継続	○
	(イ)d	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○
	(ウ)a	自殺対策事業	健康推進課 秘書広報課	継続	○
	(ウ)b	自殺対策事業	健康推進課 秘書広報課	継続	○
	(エ)a	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(エ)b	自殺対策事業	健康推進課	継続	○

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	府中市自殺対策関係機関連絡会の開催(再掲)	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○
イ	府中市自殺対策事例検討会の開催(再掲)	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○
ウ	精神保健(メンタルヘルス)に関する課題を抱えている人への相談支援	自殺対策事業	健康推進課	新規	
エ	医療機関や警察・救急との連携促進	自殺対策事業	健康推進課	見直し	○

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	自死遺族等への情報周知	自殺対策事業	健康推進課 広聴相談課	継続	○
イ	自死遺族等支援グループへの支援	自殺対策事業	健康推進課	継続	○

基本施策6 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	SOSの出し方に関する教育の充実に向けた取組の推進	自殺対策事業	指導室 健康推進課	継続	○
イ	児童・生徒が発するSOSに関する支援体制づくり	自殺対策事業	指導室	継続	○

重点施策1 子ども・若者の自殺対策の推進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 子どもに向けた支援の推進	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)	子育て世代包括支援センター事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(ウ)	教育相談・教育支援事業	指導室	継続	○
	(エ)	放課後子ども教室事業	児童青少年課	継続	○
	(オ)	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
	(カ)	教育相談・教育支援事業	指導室	継続	○
	(キ)	多様な保育体制確保事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(ク)	障害者相談支援事業、児童発達支援事業 子ども発達支援センター支援事業での相談事業等	障害者福祉課	見直し	○
	(ケ)	子育て世代包括支援センター事業	子ども家庭支援課	新規	
イ 若者に向けた支援の推進	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	新規	
	(イ)	教育関連資金支援事業	教育総務課	継続	○
	(ウ)	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
	(エ)	青少年総合相談運営事業	児童青少年課	継続	○
	(オ)	自殺対策事業	健康推進課	新規	

重点施策2 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組の推進	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(ウ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(エ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(オ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
イ 経営問題に関する取組の推進	(ア)	商工業振興事業、 経営改善事業	産業振興課	継続	○
	(イ)	勤労者福祉振興公社運営支援事業	産業振興課	継続	○

重点施策3 生活困窮者・無職失業者に関わる自殺対策の推進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化	(ア)	生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者自立支援事業、生活保護費扶助事業	生活福祉課	継続	○
	(イ)	後期高齢者医療制度窓口相談事務	保険年金課	継続	○
	(ウ)	市税徴収事務	納税課	継続	○
	(エ)	低所得者負担軽減事業	介護保険課	継続	○
	(オ)	障害者手当等支給事業	障害者福祉課	継続	○
	(カ)	チャレンジ資金貸付相談事業	地域福祉推進課	継続	○
	(キ)	教育関連資金支援事業	教育総務課	継続	○
	(ク)	就学援助資金	学務保健課	継続	○
	(ケ)	居住支援事業	住宅課	新規	
イ 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)	自殺対策事業	健康推進課	新規	
	(ウ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
ウ 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備	(ア)	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
	(イ)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
エ 失業者等に対する相談窓口等の充実	(ア)	自殺対策事業	健康推進課	継続	○
	(イ)	生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
オ 経済問題以外の諸問題を抱えた人の孤立の防止	(ア)	生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者自立支援事業	生活福祉課	継続	○
	(イ)	障害者就労支援事業、地域生活支援事業	障害者福祉課	継続	○

重点施策4 女性の自殺対策の推進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア 妊娠期から子育て期までの女性への支援	(ア)	母子健康づくり支援事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(イ)	母子健康づくり支援事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(ウ)	母子健康づくり支援事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(エ)	子ども家庭支援センター管理運営事業	子ども家庭支援課	継続	○
	(オ)	子育て世代包括支援センター事業、多様な保育体制確保事業	子ども家庭支援課	継続	○
イ 就労する女性への支援		ひとり親家庭自立支援事業	子育て応援課	継続	○
ウ コロナ禍で顕在化した課題に対する支援	(ア)	女性人権推進事業	多様性社会推進課	継続	○
	(イ)	関連する事務事業	子育て応援課 多様性社会推進課	継続	○

生きる支援関連施策 1 市民一人一人の気付きと見守りの促進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	自殺対策やこころの健康等に関する啓発	中央図書館運営事業、 地区図書館運営事業	図書館	継 続	○
イ	人権啓発をすることによる生きることの促進要因の増加	(ア) 多様性社会推進事業、 女性人権推進事業	多様性社会推進課	継 続	○
		(イ) 人権啓発事業	広聴相談課	継 続	○
ウ	障害理解の促進による生きることの促進要因の増加	(ア) 障害理解・意識啓発の推進事業	障害者福祉課	継 続	○
		(イ) 障害者奉仕者養成事業	障害者福祉課	継 続	○

生きる支援関連施策 2 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	市職員のメンタルヘルス対策の推進	職員福利厚生事務	職員課	継 続	○
イ	地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	保健計画評価・推進事業	健康推進課	継 続	○

生きる支援関連施策 3 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするための環境整備

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにするための環境整備	障害者相談事務、 障害者相談支援事業	障害者福祉課	継 続	○

生きる支援関連施策 4 社会全体の自殺リスクを低下させるための取組

取組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
ア	性的マイノリティ、性犯罪、性暴力被害者、ひとり親家庭及び医療的ケア児に対する支援の充実	(ア) 総合窓口業務	総合窓口課	継 続	○
		(イ) 児童手当支給事業、子育て家庭医療費助成事業、ひとり親家庭等・医療費助成事業	子育て応援課	継 続	○
		(ウ) 医療的ケア児支援推進事業	障害者福祉課	新 規	
イ	相談の多様な手段の確保及びアウトリーチの強化	(ア) 市民相談事業、広聴事業	広聴相談課	継 続	○
		(イ) 年金窓口相談事務、国民健康保険運営事務、国民健康保険保健事業事務、後期高齢者健康診査事業	保険年金課	継 続	○
		(ウ) 消費者相談・啓発事業	産業振興課	継 続	○
		(エ) 地域福祉コーディネーター事業	地域福祉推進課	継 続	○
		(オ) 民生委員活動支援事業、福祉サービス利用者総合支援事業	地域福祉推進課	継 続	○
		(カ) 権利擁護センター事業、福祉サービス利用者総合支援事業	地域福祉推進課	継 続	○
		(キ) 中国残留邦人支援事業	地域福祉推進課	継 続	○
		(ク) 生活支援体制整備事業	高齢者支援課	継 続	○
		(ケ) シニアクラブ支援事業	高齢者支援課	継 続	○
		(コ) 地域包括支援センター事業、認知症対策事業	高齢者支援課	継 続	○

	(サ)	自立支援給付事業、地域生活支援事業、身体障害者及び知的障害者相談員事業、障害者就労支援事業、障害者作業委託事業、障害者福祉団体財政支援事業	障害者福祉課	継 続	○
	(シ)	健康管理事業	健康推進課	継 続	○
	(ス)	一時預かり事業、定期利用保育事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援事業	保育支援課	継 続	○
ウ 「共生型の居場所」づくりの推進・ネットワーク化	(ア)	市民活動センター管理運営事業	協働共創推進課	継 続	○
	(イ)	高齢者いきがい・居場所づくり支援事業	高齢者支援課	継 続	○
	(ウ)	地域子育て支援事業	子育て応援課	継 続	○
	(エ)	自殺対策事業	健康推進課	新 規	
エ その他の関連事業	(ア)	大規模災害時支給・貸付事業	防災危機管理課	継 続	○
	(イ)	補助金はつつつ高齢者就業機会創出支援事業費	産業振興課	継 続	○
	(ウ)	高齢者就労支援事業	高齢者支援課	新 規	
	(エ)	社会を明るくする運動事業	地域福祉推進課	継 続	○
	(オ)	在日外国人等高齢者・障害者福祉給付事業	地域福祉推進課	継 続	○
	(カ)	介護予防・生活支援事業	高齢者支援課	継 続	○
	(キ)	高齢者住まいの確保事業	高齢者支援課	継 続	○
	(ク)	高齢者いきがい・居場所づくり支援事業	高齢者支援課	継 続	○
	(ケ)	在宅高齢者介護支援事業、在宅高齢者生活支援事業、低所得者負担軽減事業、介護認定審査事業、介護保険給付適正化推進事業	介護保険課	継 続	○
	(コ)	高齢者保養事業	美術館	新 規	
	(サ)	障害者認定審査事業、障害者自立支援事業、障害者手帳等支給事業、日常生活支援等事業、各種手帳等交付事業、障害者医療助成等事業	障害者福祉課	継 続	○
	(シ)	健康診査事業	健康推進課	継 続	○
	(ス)	児童手当支給事業、子育て家庭医療費助成事業、ひとり親家庭等・医療費助成事業	子育て応援課	継 続	○

生きる支援関連施策 5 民間団体との連携の強化

取 組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
民間団体との連携の強化		市民活動センター管理運営事業	協働共創推進課	継 続	○

生きる支援関連施策 6 子ども・若者のこころの健康を支援する環境整備及び自殺対策の更なる推進

取 組	取組内容	事業名	担当課	第1次計画とのつながり	第1次計画の評価
子ども・若者のこころの健康を支援する環境整備及び自殺対策の更なる推進		学校保健室運営事業	学務保健課	継 続	○